

食品安全委員会の行うリスク評価

- リスク分析のプロセス(リスク評価と管理)
- リスク評価機関としての食品安全委員会の活動
- リスク評価を行う上での科学的データ
- リスク評価を行う上での課題

リスク分析のプロセス

リスク 健康への悪影響が生ずる確率と影響の程度
リスク分析 健康への悪影響の発生を防止又は抑制する科学的手法

リスク評価(科学ベース) 食品安全委員会

食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価すること

例: 農薬の安全性評価
一日摂取許容量
(00mg/kg 体重/日)の設定等

リスク管理(政策ベース) 厚生労働省、農林水産省等

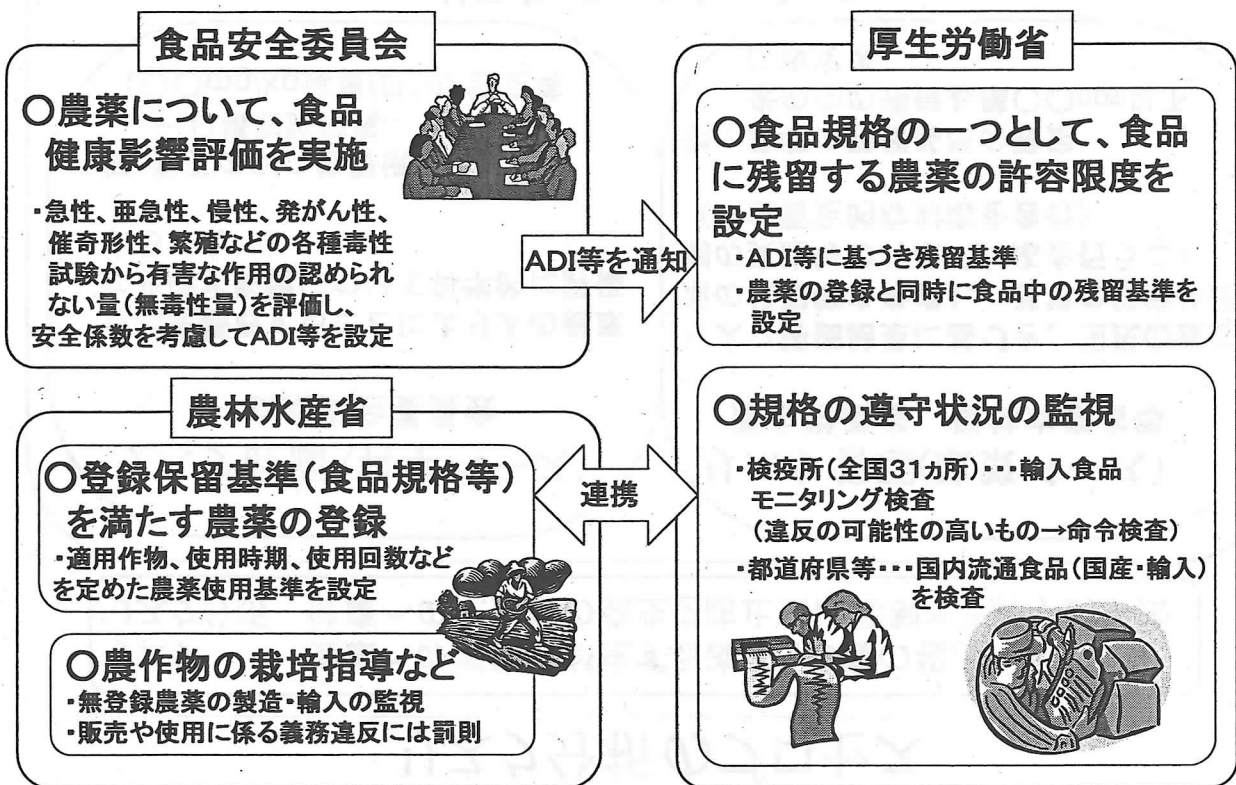
リスク評価結果に基づき、国民の食生活の状況等を考慮し、基準の設定や規制の実施等の行政的対応を行うこと
(緊急暫定的な対応を含む)

例: 農薬の残留基準の設定
米の中の残留基準 00ppm 以下
に設定等

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報及び意見の相互交換
例: 意見交換会の開催、パブリックコメント手続の実施

リスク評価機関とリスク管理機関の役割(例:残留農薬)



食品安全委員会及び事務局の構成

食品安全委員会委員(7名で構成)

専門調査会(16専門調査会、専門委員実数199名(延べ242名)で構成)

企画専門調査会

リスクコミュニケーション専門調査会

緊急時対応専門調査会

<リスク評価担当専門調査会>

化学物質系評価グループ

(添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質、汚染物質等)

生物系評価グループ

(微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等)

新食品等評価グループ

(遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等)

事務局(事務局長、次長、4課1官で構成)

審議の公開、ホームページ等による情報提供

リスク評価機関としての食品安全委員会の活動

- ・委員会は、関係大臣からの諮問、又は自らの発意で、リスク評価を実施。
- ・関係大臣からの諮問には、施策の決定に当たり原則としてリスク評価を受けなければならない必要的諮問事項と、それ以外の任意的諮問事項が存在。
- ・必要的諮問事項の関係法律は、以下のとおり。

- ・食品衛生法
- ・農薬取締法
- ・肥料取締法
- ・家畜伝染病予防法
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・と畜場法
- ・水道法
- ・薬事法(動物用医薬品等)
- ・農用地の土壤汚染防止等に関する法律
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・牛海綿状脳症対策特別措置法 など



食品健康影響評価の審議状況

(平成19年 2月 7日現在)

区分	要請件数	自ら評価	合計	評価終了	意見募集中	審議中
添加物	75(7)	0	75	44(7)	0	31
農薬	217(60)	0	217	47(15)	4	166
うち ポジティブリスト関係	51(51)	0	51	5(5)	1	45
うち 清涼飲料水	93		93	1(1)	1	91
動物用医薬品	208(104)	0	208	106(40)	0	102
うち ポジティブリスト関係	50(50)		50	4(4)	0	46
化学物質	0	0	0	0	0	0
汚染物質	2	0	2	1	0	1
器具・容器包装	4(1)	0	4	3	1	0
微生物	2	0	2	2(1)	0	0
ウイルス	0	0	0	0	0	0
プリオン	10	1	11	10	0	1
かび毒・自然毒等	3	0	3	3	0	0
遺伝子組換え食品等	52(8)	0	52	38(6)	1	13
新開発食品	62(6)	0	62	49(8)	1	12
肥料・飼料等	18(7)	0	18	11	0	7
うち ポジティブリスト関係	1(1)		1			1
微生物・ウイルス合同	1	1	2	1	1	0
動薬・肥飼料合同	1	0	1	1(1)	0	0
新開発・添加物合同	1	0	1	0	0	1
汚染物質・化学物質合同	49(1)	0	49	0	10	39
うち 清涼飲料水	48	0	48	0	9	39
合計	705(194)	2	707	316(78)	18	373

- (注) 1 カッコ書きは、平成18年度における処理状況であり、内数である。
- 2 審議中欄には、審議継続中の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 3 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 4 意見募集中欄には、意見・情報募集を締め切った後に検討中のものを含む。

食品リスク評価に用いる科学データ（農薬の場合）

◎リスク評価に必要な主な試験成績等

I 毒性試験

1 一般毒性試験

(1) 急性毒性試験

①急性経口毒性試験、②急性経皮毒性試験、③急性吸入毒性試験

④（急性神経毒性試験）、⑤（急性遅発性神経毒性試験）

④及び⑤は急性毒性試験において神経毒性が認められる場合に提出される。

(2) 亜急性毒性試験

①90日間反復経口投与毒性試験、②（21日間反復経皮投与神経毒性試験）

③（90日間反復吸入毒性試験）、④（反復経口投与神経毒性試験）

⑤（28日間反復投与遅発性神経毒性試験）

②については(1)②、③については(1)③、④については(2)①、⑤については(1)の結果において問題がある場合に提出される。

(3) 慢性毒性試験

①1年間反復経口投与毒性試験、②発がん性試験

2 特殊毒性試験

(1)世代繁殖毒性試験、(2)催奇形性試験、(3)変異原性試験

(4)その他の試験（①皮膚刺激性試験、②眼刺激性試験、③皮膚感作性試験）

3 薬理学的試験

○生体機能への影響に関する試験

4 運命試験

①動物体内運命に関する試験、②植物体内運命に関する試験

③土壌中運命に関する試験、④水中運命に関する試験

II 残留性試験

1 農作物への残留性に関する試験

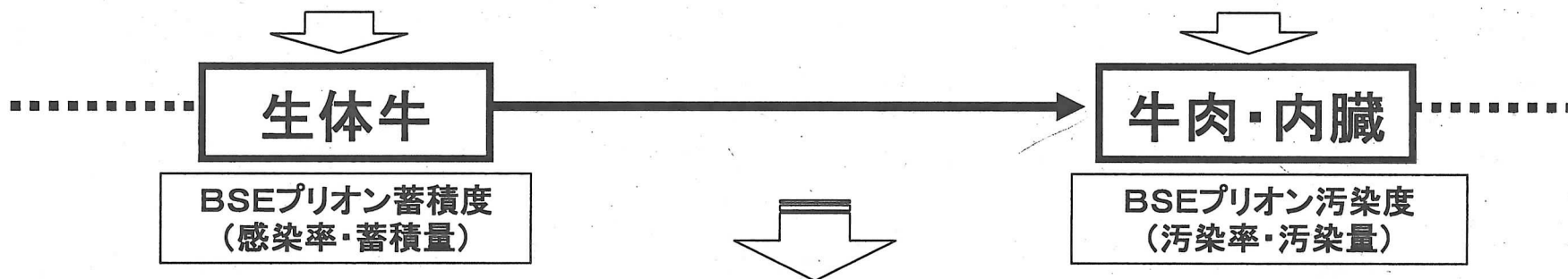
2 土壌への残留性(後作物への残留性を含む)に関する試験

BSEに係るリスク評価（米国・カナダ評価）

定性的評価を基本とし、悲観的なシナリオで以下の各評価項目を比較検討

- 侵入リスクの比較
 - 生体牛・肉骨粉・動物性油脂の輸入
- 暴露・増幅リスクの比較
 - ・飼料規制
 - ・遵守状況と交差汚染の可能性
 - ・SRMの利用（レンダリング）
 - ・伝達性ミンク脳症
 - ・シカ慢性消耗病
 - ・BSE暴露・増幅リスクシナリオ（モデル）
- サーベイランスによる検証
 - ・検査対象・検査技術の検証と比較
 - ・米国・カナダ・日本におけるサーベイランス

- と畜対象の比較
 - ・トレーサビリティ（月齢確認）
 - ・と畜頭数（年齢・品種）
- と畜処理の各プロセス
 - ・と畜前検査
 - ・と畜場でのBSE検査（スクリーニング）
 - ・スタンニングの方法
 - ・ピッシング
 - ・SRMの除去
 - ・SSOP・HACCPに基づく管理
- 食肉等のリスクの比較
 - ・食肉及びAMR
 - ・内臓



米国・カナダ輸出プログラムによる牛肉等と日本の牛肉等のリスクの比較